

スクールバス運行規則細則

ホーチミン日本人学校

この細則は、ホーチミン日本人学校スクールバス運行規則を細部に渡って規定することにより、スクールバスの運行基準をより明確化するものである。

1 基本運行ルートの制定と見直しについて

- (1) 基本運行ルートの制定と見直しは、スクールバス利用者連絡会（以下「利用者連絡会」と呼ぶ）が提案し、日本人学校運営委員会（以下「運営委員会」と呼ぶ）が決定する。
ただし、制定にあたっては、仮ルートを作成し施行後、利用者連絡会で審議し、運営委員会で決定する。
- (2) 基本運行ルートは、出発地点から到着地点（日本人学校）までの所要時間を、原則1時間以内とする。（「1時間規定」と呼ぶ）それを超える場合は、利用者連絡会で審議・決定する。
- (3) 基本運行ルートの1ルートの利用者は、原則10名以上とする。
- (4) 基本運行ルートの利用者が10名を下回った場合は、見直しを行う。
- (5) 基本運行ルートの利用者が、バス定員を上回った場合は、見直しを行う。
- (6) 単一のルートに問題が生じた場合においても、全ルートの見直しを行って調整する場合がある。

2 基本運行ルート上の集合場所の制定について

- (1) スクールバス利用者は、ルート上の指定された集合場所から乗車するものとし、その集合場所は、以下の基準により利用者連絡会が決定する。
 - ①スクールバスが駐停車できる集合住宅。
 - ②ホテル及び大型店、公共施設。ただし、一方通行のため大回りをしなければならない場所、Uターンや切り返しが困難で危険が生じやすい場所、並びに一時停車が危険な場所は、集合場所としない。
- (2) 集合場所は、変更の必要が生じた場合、見直す。
- (3) 集合場所は、利用者の安全性、利便性を優先して決定するが、所要時間、経済性等の都合で統廃合する場合がある。
- (4) 集合場所は、利用者がなくなった場合、廃止される。集合場所が、集合住宅になっている場合、そこに住んでいる児童生徒が帰国等でいなくなると廃止される。

3 基本運行ルートの運用上の変更について

- (1) 基本運行ルートに運用上の支障が発生した場合は、以下の条件で利用者連絡会が変更できる。
- ① 道路交通規制の変更により、現行ルートの通行ができなくなった場合。
 - ② 新たな利用者の発生、もしくは利用者の利用停止により、ルートの変更を必要とする場合。
 - ③ 現行ルートに安全上の問題が発生した場合。
- (2) 道路交通規制、安全上の理由等で、緊急を要する場合は、校長が対応を決定し、運営委員会に報告する。なお、決定事項については、スクールバス担当にも報告するものとする。

4 基本ルートの新設について

次のような状況が発生し、基本ルートの新設を行う場合は、利用者連絡会が提案し、運営委員会が決定する。

- ① 10人以上の新規利用者が見込める新たなルートが発生した場合。
- ② 現行基本ルートの利用者が、バスの定員を上回った場合。

5 適正なバスの台数について

バスの台数については、利用者連絡会が、以下の基準で台数を検討し提案する。その提案について、運営委員会が協議し決定する。

- ① バスの乗員数を、原則として、補助席を使用しない乗員定数とする。
- ② そのため、それぞれのルートにて、① 中型車の利用 ② 大型車の利用 ③ 台数の増加という手順で検討を行う。
- ③ 但し、学校運営上の重要な問題（例えば、生徒数の激変、経済的な問題等）が生じた場合は、別途協議を行う。